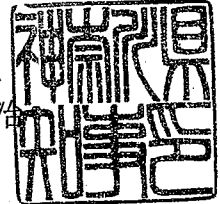




政総第 1202 号
令和 3 年 7 月 12 日

神奈川県議会議長 小 島 健 一 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



質 問 趣 意 書 に つ い て （ 回 答 ）

令和 3 年 6 月 25 日 付 け 神 議 第 1181 号 を も っ て 送 付 の あ り ま し た 北 井 宏 昭 議 員 からの 質 問 趣 意 書 に つ い て、 別 紙 の と お り 答 弁 書 を 提 出 し ま す。

問 合 せ 先

政 策 局 総 務 室

企 画 調 整 第 一 グ ル ー プ 長 野

内 線 3041

答 弁 書

コロナ対策から浮き彫りになる課題について

【ワクチン予約の混乱について】

まず、県に同様のシステムを導入しなければならなくなった際に、どのようにして教訓として活かすのかについてです。

新型コロナワクチン接種の予約をパソコンやスマートフォンから受け付けているという自治体も多く、それ自体は効率化のために有効な手段と考えます。

一方、高齢者の中には、慣れない操作により、なかなか予約ができないといった声があることを承知しています。

このようなシステムで重要なことは、なによりも分かりやすく、使いやすいことと考えます。実際に使用する方の目線に立って、途中であきらめることなく、予約という目的が達成できるよう、操作性を向上させる必要があります。

また、希望者が多い場合に先着順で予約を取ると、受付開始と同時に多くの人の予約が集中し、システムがダウンするトラブルにつながりやすいという側面もあることから、抽選制や割当制などを選択肢として検討することも考えられます。

県として、今後、こうしたことも教訓として活かしていきます。

次に、県が当事者として使い勝手の悪いシステムの納品を受けた場合の対応についてです。

契約内容に基づき、システム開発業者と原因を追究し、その問題点を明らかにしたうえで、対応を検討します。

県として、そうした事態が生じぬよう、開発の段階からしっかり開発業者と調整のうえ、実際に使用する方の目線に立ったシステムの提供を目指します。

【デジタル格差解消について】

行政手続のオンライン化など、社会全体のデジタル化が進められる中、高齢者等のデジタル格差を解消していくことは重要です。

県では、高齢者等に配慮したインターネットによる情報発信の取組を推進するため、平成 15 年に県独自の基準、「情報バリアフリーガイドライン」を定めました。

その後、ウェブアクセシビリティに関する J I S 規格や、国のガイドラインができたことから、平成 28 年に県独自のガイドラインを廃止し、J I S 規格の基準に準拠することとし、毎年度、県ホーム

ページの対応状況を検証しています。

また、県と県内市町村で共同運営している電子申請届出サービスについても、この基準に則って構築しており、文字の大きさや色使いなど、高齢者等に配慮したウェブサービスの提供に努めています。

一方で、高齢者の多くがスマートフォンやパソコンなどのデジタルツールに慣れていない現状もあることから、電子申請など行政手続の電子化を進めながらも、従来の紙申請による行政手続も引き続きできるよう、柔軟に対応しています。

今後も、年齢や身体的な条件等の要因により制約を受けることなく、誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、十分配慮しながら、県のデジタル化を推進していきます。

【若者優先シフトについて】

新型コロナウイルス感染症への対策は、昨年1月、本県において国内初の感染者が確認され、その後2度に渡る緊急事態宣言を経て、現在、まん延防止等重点措置へと移行しています。その間、県民の皆様へは、不要不急の外出や県域をまたいだ往來の自粛など様々なお願いをしてきました。

この自粛要請は、若者たちの生活への影響が大きく、例えば、大学もすべての講義をオンラインで行い、学生に通学はさせないなど、若者の時代だからこそ得られる貴重な体験や経験を犠牲にし、協力をしていただいています。

現在は、高齢者の接種の見通しがついた自治体から、基礎疾患を有する方や高齢者施設等の従事者の接種と並行して、一般接種を進める方針が国から示されており、その中で、市町村の判断のもと、夏休み期間を利用して、12歳以上の子ども向けの接種会場を設置する市町村もあると伺っています。

また、接種の加速化の観点から、企業や大学等において、学校等を含む職域を単位とする接種を6月末から開始しており、これにより、若者の接種も一定進むものと見込まれます。

県としては、接種後の副反応に対する相談窓口を適切に運営していくことなどにより、住民接種を行う市町村をサポートし、若者のワクチン接種も円滑に進められるよう努めてまいります。

【3密が必至の事業者へのワクチン接種について】

福祉施設等の従事者は、高齢者や障がい者等の利用者に対し、密接してサービスを提供するため、優先的に新型コロナワクチン接種が行われるべきと考えます。

市町村が行う住民接種では、現在、優先して高齢者への接種が進められ、順次、基礎疾患を有する方や高齢者施設等の従事者への接種が進められます。

併せて、県でも、優先すべき方々への接種を加速化させるため、福祉施設等の従事者を対象とした県独自の集団接種会場を設置・運営し、ワクチンの接種体制の強化に取り組んでいかなければならな

いと考えています。

【これまでの協力要請の検証について】

飲食店等への時短要請は半年以上が経過し、さらに、4月20日からまん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定され、事業者や県民の皆様は長期間にわたり、大変厳しい状況に置かれていると認識しています。

議員ご指摘のとおり、事業者や県民の皆様からは、時短営業の効果を明示すべきとの声もあるため、例えば、人流の動向と感染状況との関係等を検証することが必要となります。

そのため、県では「感染者情報分析 EBPM プロジェクト」を立ち上げ、これまで蓄積してきた感染者情報等を分析して効果的な感染防止対策を提示するなど、証拠に基づく戦略的な新型コロナウイルス感染症対策の展開に繋げていきたいと考えています。



総 第 1727号
令和3年7月12日

神奈川県議会議長 小 島 健 一 殿

神奈川県教育委員会教育長 桐 谷 次 郎



質問趣意書について (回答)

令和3年6月25日付け神議第1181号をもって送付のありました菅原直敏議員
からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
教育局総務室
企画調整グループ 山梨、小川
内線 8030、8024

答 弁 書

小・中学校等の教科書は、学校の教育計画の安定を図る等の観点から、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律第14条及び同法律施行令第15条第1項において、4年間、同一の教科書を毎年度採択するものと定められています。

また、その特例として、同法律施行令第15条第2項及び同法律施行規則第6条第3号では、国の検定を経て新たに教科書が発行された場合、4年の期間の途中であっても、その種目について採択替えができると定められています。

今回、中学校用教科書の採択について、令和3年3月30日付け国の通知「令和4年度使用教科書の採択事務処理について」では、令和3年度は令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと、なお、社会科歴史的分野については、1者の教科書が検定を経て新たに発行されることから、採択権者の判断により採択替えも可能であることが示されました。

そうした中、議員ご質問の一点目、各市町村教育委員会における対応の把握についてです。

現在、各市町村教育委員会では、令和3年8月31日を期限とし、令和4年度に使用する教科書の採択事務を進めています。

教科書採択については、採択権者の判断と責任において、静ひつな環境を確保し、公正かつ適正に行われるよう、関係法令では、採択結果が出る以前に、採択権者である市町村教育委員会が採択事務の進捗状況を県教育委員会に報告する規定はありません。

こうしたことから、今回の対応状況についても、現時点で県教育委員会として、市町村教育委員会に対して、採択事務の進捗状況の報告を求めることはしていません。

採択権者として各市町村教育委員会が、関係法令に基づき対応を進めていると認識しています。

次に二点目、県教育委員会としての指導、助言、援助についてです。

県教育委員会では、令和3年3月30日付け国の通知を受け、本年4月、神奈川県教科用図書選定審議会からの答申に基づき、令和4年度使用教科書の採択方針について、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進、静ひつな採択環境の確保等の観点から必要な事項を定め、採択権者である各市町村教育委員会等に通知しました。

さらに、本年6月、中学校社会科歴史的分野の教科書について、今年度新たに発行された1者に加え、調査研究結果資料を作成し、各市町村教育委員会等に送付しました。

最後に三点目、今回の中学校社会科歴史的分野の教科書採択に係る市町村教育委員会への助言についてです。

市町村立小・中学校等の教科書採択事務について、各市町村教育委員会は採択権者として、関係法令に基づき、適正かつ公正に行っていくことが必要です。

そのため、県教育委員会では、国に対し、採択権者が昨年度採択した教科書をそのまま継続して採択することと、新たに発行された教科書を含め改めて選定し採択することの、どちらも関係法令や、今回の国の通知に則った対応であることを確認したうえで、その旨を各市町村教育委員会に助言しました。

今後も、県教育委員会として、関係法令に基づき、各市町村教育委員会において適正かつ公正な教科書採択事務が行われるよう、適切な指導、助言、援助を行ってまいります。